

本市職員の懲戒処分について

本市職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

1 概要：令和 4，5 年度の生活保護事務において不適正な事務処理を行ったもの。

令和 6 年 4 月の人事異動に伴い庁舎内にある金庫を整理したところ、2 名の職員が扱っていた未処理の現金が保管されていた。

2 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和 6 年 9 月 1 1 日

(2) 被処分者及び処分内容

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
産業建設部 (当時：福祉子ども未来部)	男	主事	20 歳代	停職 2 月	

○事案概要

- 生活保護費から支給すべきではない生活保護受給者 A の引越代を、引越手続きを代行に行った当該職員が生活保護受給者 A から引越代を回収できず、別の生活保護受給者の収入として預かり保管していた現金から流用して支払いをした。流用した金額のうち 96,000 円について回収不能となる事態を招いた。(自主弁済済み)
- 生活保護受給者死亡時の市への日割り戻入金が不足した際に一部を私費(5,000 円程度)で補てんした。
- 生活保護受給者の収入申告による預かった現金及び支給すべき生活保護費(現金)を庁舎内の金庫に長期間保管したままにした。
- 生活保護受給者死亡時の供託手続きを怠った。

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
市民生活部 (当時：福祉子ども未来部)	男	主査	40 歳代	停職 1 月	

○事案概要

- 生活保護受給者から預かった返還金(現金)を長期間保管し、預かった現金から同受給者の申し出に対し、根拠なく現金を渡した。
- 生活保護受給者の収入申告による預かった現金及び支給すべき生活保護費(現金)を庁舎内の金庫に長期間保管したままにした。
- 生活保護受給者の介護保険料還付金(現金)を本人に還付せず庁内の金庫に長期間保管したままにした。

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
上下水道部 (当時：福祉子ども未来部)	男	次長	50歳代	戒告	
○管理監督責任 ・上記の不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導監督等が十分でなかった。 ・現金を取り扱う部署として、組織管理が杜撰であったとみられることが不適正な現金取扱いの原因となった。					

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
福祉子ども未来部	男	課長補佐	50歳代	戒告	
○管理監督責任 ・上記の不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導監督等が十分でなかった。 ・現金を取り扱う部署として、組織管理が杜撰であったとみられることが不適正な現金取扱いの原因となった。					

3 市長コメント

この度、生活保護費支給事務におきまして、このような事案が発生し、対象者の方々並びに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

また、市政への信頼を著しく損ねましたこと、市民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

今後、二度とこのような事態が起こらないように、しっかりと組織体制の引き締めに進み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。